

# 安城市指定生活支援通所サービス事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、安城市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行）第3条第1号イ（イ）に規定する指定事業者による生活支援通所サービス事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定生活支援通所サービス 通所型サービス事業のうち、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防通所介護に係る基準を緩和したサービスをいう。
- (2) 指定生活支援通所サービス事業 市が指定した指定生活支援通所サービスを提供する事業をいう。
- (3) 指定生活支援通所サービス事業実施者 指定生活支援通所サービス事業を実施する事業者をいう。
- (4) 指定生活支援通所サービス事業所 指定生活支援通所サービス事業実施者が指定生活支援通所サービス事業を行う事業所をいう。
- (5) 指定介護予防通所サービス 施行規則第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防通所介護に相当するサービスをいう。

2 前項に定めるほか、この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び施行規則において使用する用語の例による。

## (事業の一般原則)

第3条 指定生活支援通所サービス事業実施者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った指定生活支援通所サービスの提供に努めなければならない。

2 指定生活支援通所サービス事業実施者は、指定生活支援通所サービス事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の指定生活支援通所サービ

事業実施者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

- 3 指定生活支援通所サービス事業実施者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定生活支援通所サービス事業実施者は、生活支援通所サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- 5 指定生活支援通所サービス事業実施者は、法人でなければならない。

(基本方針)

第4条 指定生活支援通所サービス事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、レクリエーション、軽運動等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者の員数)

第5条 指定生活支援通所サービス事業実施者が、指定生活支援通所サービス事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定生活支援通所サービスの提供日ごとに、当該指定生活支援通所サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定生活支援通所サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定生活支援通所サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護職員 指定生活支援通所サービスの単位ごとに、専ら当該指定生活支援通所サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定生活支援通所サービスの単位ごとに、当該指定生活支援通所サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定生活支援通所サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定生活支援通所サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定生活支援通所サービス事業実施者が指定生活支援通所サービスの事業と基準該当通所介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以

下「指定居宅サービス等基準」という。)第106条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における指定生活支援通所サービス又は基準該当通所介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 指定生活支援通所サービス事業所の利用定員(当該指定生活支援通所サービス事業所において同時に指定介護予防通所サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この条において同じ。)が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定生活支援通所サービスの単位ごとに、当該指定生活支援通所サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定生活支援通所サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定生活支援通所サービス事業実施者は、指定生活支援通所サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。)を、常時1以上当該指定生活支援通所サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定生活支援通所サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定生活支援通所サービスの単位は、指定生活支援通所サービスであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定生活支援通所サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 指定生活支援通所サービスの事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第106条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすこと

ができる。

(管理者)

第6条 指定生活支援通所サービス事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定生活支援通所サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定生活支援通所サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第7条 指定生活支援通所サービス事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所及び事務連絡のための場所を確保するとともに、消化設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定生活支援通所サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 生活相談を行う場所 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定生活支援通所サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定生活支援通所サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定生活支援通所サービスの事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準第108条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(運営に係る準用)

第8条 安城市指定介護予防通所サービス事業の人員、設備、運営及び取扱指針に関する基準要綱（平成30年4月1日施行。以下「基準要綱」という。）第8条から第39条までの規定は、指定生活支援通所サービス事業の運営に関する基準

について準用する。

（取扱方針に係る準用）

第9条 基準要綱第40条から第44条までの規定は、指定生活支援通所サービス事業の取扱方針に関する基準について準用する。この場合において、基準要綱第41条第11号中「1月」とあるのは、「3月」と読み替えるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。